

松本国宝の架け橋プロジェクト参加の皆様

三の丸エリアプラットフォーム
松本国宝の架け橋プロジェクト

松本城三の丸エリアビジョンと松本国宝の架け橋プロジェクト、タカノバについて

松本城三の丸エリアビジョンの合言葉は、「誰かに語りたくなる暮らし」です。そこに関係する人の営み、街を「つかう」シーンの積み重ねにより、エリアの目指す姿を描いてゆきます。そこに住む人の生活を彩る出会い、仲間の集い活動の広がり、訪れる人が愛着を感じる体験・出会いの一つ一つのシーンを大事にします。エリア内の各プロジェクトは試行と検証を重ね、その検証結果をプラン作成やハードの整備に反映させ、境界の実情に合った効果的な取り組みを実現してゆきます。各プロジェクトの目的の実現のため、市・国の補助の下、試行と検証を積み重ね、より良い取り組みを行ってゆきます。

私たち松本国宝の架け橋プロジェクトは、鷹匠町境界の暮らしと出会いを大切に、住む人・働く人・訪れる人が語り合い・何度でも集いたいエリアを目指します。

暮らす人と訪れる人が穏やかに共生する場所

多くの(価値を持つ・可能性を秘めた・化学反応が生まれる)場＝タカノバです。

暮らす人と訪れる人をつなぐ人が、利用者の皆さんです。

エリアビジョンの社会実験が良好な成果を得るために、以下の観点で事業を企画・検証してください。

□-1) タカノバの地域特性に合い・ポテンシャルを高める事業であること。

□-2) タカノバの利用が、その後の利用者の活動にどのようにつながるか道筋が有る事。

□-3) 地域の特性を有効活用し高める企画を発信すること

□-4) 利用者のみでなく、より広く社会の利益に資する事業であること。

タカノバ利用規約

利用にあたって松本国宝の架け橋プロジェクトの目指す目標をご理解いただいた上で、以下の項目を確認の上内容に同意できる方の申し込みお願いいたします。

1. 禁止行為・制限行為

- 1-1) 各種法令又は公序良俗に反する行為（道路法、道路交通法、消防法、建築基準法、食品衛生法、酒税法、松本市屋外広告物条例、その他諸法令を遵守し、必要な手続き等は利用者側で行うこと）。
 - 1-2) 特定の政治活動または宗教活動を目的とする行為。反社会的勢力及びその関係者の参加。
 - 1-3) 施設・備品の破損・汚損を招く行為。
 - 1-4) 火気に対する十分な対策を講じず、火災・爆発その他の危険を生ずるおそれのある行為。
 - 1-5) 騒音や大声、過剰な光、暴力を用いたりして他人に迷惑になる行為。
 - 1-6) ごみ、空き缶その他汚物の投棄や悪臭を発生させる行為。
 - 1-7) 申込時に記載し許可を得た利用目的以外での利用。
- これらに抵触する懸念がある場合、積極的な説明資料提出にご協力ください。

2. 管理責任、免責および損害賠償。

- 2-1) 利用期間を通じ、常駐できる責任者をご選任ください。
- 2-2) 利用者の事業に起因する事故については、利用者自身のみならず、来訪者の行為であっても、すべて利用者に責任を負っていただきます。事故防止のため万全の体制を構築し、管理者・運営者から指示があった場合には速やかに従ってください。
- 2-3) 利用期間中に施設・設備・備品等を損傷、紛失した場合には、利用者に損害額を賠償していただきます。また利用範囲の衛生・美化に努めていただきます。
- 2-4) 利用期間中に利用者が持ち込んだ物品、現金、貴重品等については、利用者側の責任において管理してください。運営者、管理者はその損害を賠償しません。
- 2-5) 天災その他利用者の責めに帰すことのできない事由によって使用中止となった場合でも、利用料の免除・返還は致しかねます。なお、中止となった場合の利用者側の損失について、管理者・運営者側は一切の責任を負いません。

3. 安全管理および配置計画

□3-1) タカノバの視認性、シンボル性を損ねない適切な案内サイン等の設置

□3-2) 自由な休憩・移動を妨げないデッキ上の配置

デッキ上の設備の新設・変更・配置については、(管理者・事務局)と相談してください。

4. 今後の社会実験の運営体制の検証のため、アンケート及び売り上げ(時間帯別)のご報告をお願い致しております。ご協力をお願いいたします。